

生徒心得

京都高校定時制課程生徒指導部

1 基本原則

- (1) 京都高校定時制の生徒としての自覚を持ち、日々、自己の向上を目指して過ごすこと。
- (2) 京都高校定時制で学ぶ生徒は、それぞれに様々な生活背景を持ち様々な思い（目標）を持って入学してきていることを理解し、お互いの存在を尊重するように努めること。
- (3) 時間を厳守し、基本的なマナーを守り、他の生徒の迷惑にならないようにすること。

2 校内に関すること

全日制・定時制含め同じ校舎を使用する者が快適に過ごせるようにすること。

- (1) 給食は17:10～17:50の間に済ませ、授業に遅れないようにすること。
- (2) 校舎内では必ず上履きに履き替えること。
- (3) 定時制の授業と関係のない教室や場所には立ち入らないこと。
- (4) 安全管理上、事務室の受付を済ませていない在校生以外を校舎内に立ち入らせないこと。
- (5) 生徒間で金銭の貸借をしないこと。
- (6) 放課後は速やかに帰宅し、深夜に及ぶ外出は控えること。

3 授業に関すること

教室内では勉強に集中したい生徒の迷惑にならないようにすること。

- (1) 授業中、携帯電話を使用しないこと。
- (2) 勉強に不要な物を持ってこない。やむを得ず校内に持ち込む場合は職員室に預ける。
- (3) 式典は特に時間厳守で行動する。
- (4) 学校内において選挙運動をしないこと。

4 車両での通学について

生徒と地域の両方に安全な環境を作ること。

- (1) 自家用車や原動機付き自転車（50cc以下）など、通学に使用する車両については必ず「任意保険」に加入した上で、学校に「車両通学申請書」を提出すること。
- (2) 自動二輪での通学は認めない。
- (3) 無免許運転、危険運転等を含め指導上問題があると判断した場合は、車両での通学を認めない。

5 懲戒（訓告、停学、退学など）の対象となる行為

学校生活の安全管理上問題があると教職員が判断した場合は、その都度協議し必要な場合は指導または懲戒を行う。

- (1) 公共物や器物の破損、暴力行為や金銭の強要。
- (2) 喫煙 ※電子タバコ（加熱式タバコ）も喫煙に含む。
- (3) 飲酒、薬物乱用。
- (4) 定期考査におけるカンニング等の不正行為。
- (5) 授業妨害、指導無視、指導拒否。
- (6) 無免許運転、他刑法を逸脱する行為。